

令和8年度 久留米市

# 市民活動・絆づくり推進事業費補助金



もっと詳しく聞きたい！

&

A



疑問にお答えします！

## 目次

- 補助金の制度について . . . P 1
- 補助金の要件について
  - ・ 共通 . . . P 2
  - ・ NPO 団体等との連携促進枠 . . . P 3
- 補助対象経費について . . . P 3

## 久留米市 協働推進部 協働推進課

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 (市庁舎 7 階)

T E L : 0942-30-9064 FAX : 0942-30-9706

E-mail : kyodo@city.kurume.lg.jp

久留米市 絆づくり補助金

検索

市 HP は  
こちら



## ■補助金の制度について

### Q1 市の他の補助金にも申請していますが、この補助金にも申請できますか。

A 市の他の補助制度の対象となる事業は申請できません。市の補助制度だけでなく、市の外郭団体等で市からの補助金が財源となる補助制度がある場合も申請できません。

他の補助制度による補助金をもらっている、いないにかかわらず、当該事業がその補助制度に「応募が可能である」場合は申請できません。他の補助制度に該当する場合は、その補助制度を活用してください。

なお、各種住民団体のように、関係する市の所管課からそれぞれの活動の基盤となる補助制度があるものの、地域や社会状況を踏まえた課題認識の下で取り組む新たな事業については、絆補助金に提案することができます。まずは、ご相談ください。

### Q2 一度の申請で、複数年度の申請ができますか。

A 複数年継続する事業であっても、毎年度申請を行う必要があります。事業の採択は、提案する年度の事業に限った採択となっています。

### Q3 年度内に複数の提案をすることはできますか。

A 校区コミュニティ組織が提案する場合は、補助上限額の範囲内であれば、同一年度内に複数の提案をすることができます。

自治会、各種住民団体については、同一年度内には一団体1事業限りの提案となります。

### Q4 別の団体ですでに採択されている事業と同じ内容で提案ができますか。

A 同じ企画内容であっても評価会議で採択の可否を審査します。ただし、ほとんど同じ会員が別団体を設立し、同じ事業で提案される場合は、受付できない場合があります。

### Q5 補助金は採択されると提案した金額の満額がもらえるのですか。

A 事業の採択は、採択の可否を決定するものであり、補助金額を決定するものではありません。

審査結果によっては、補助対象経費の見直しを行うなど、補助金額の減額調整を事業採択の条件とする場合があります。

補助金交付申請後、交付決定時に補助予定額を通知しますが、事業終了後に清算し、不用の補助金があれば減額することになります。

### Q6 補助金はいつもらえますか。

A 事業完了後、補助事業の実績報告書を提出した後に支払われます。事業実施途中で一定経費が必要となる等の理由がある場合には、事業完了前に支払うこともできますのでご相談ください。

Q7 交付決定前の活動にかかる経費は対象になりますか。

A 交付決定通知の日付(交付決定日)以降の活動が対象となります。それ以前の活動にかかった経費は、対象外です。

Q8 採択された事業の補助金は、事業のためであれば全部使っていいのですか。

A 事業実施にあたっては、経費の節減に努め、できる限り少ない経費で事業を実施してください。残額が出たからといって計画にない支出をすることはできません。

計画通りの執行が望ましいですが、少額であれば別の項目で使うこともできますので事前にご相談ください。ただし、事業の内容や目的が変わる場合は、変更申請の手続きが必要です。

Q9 採択後に事業内容を変更できますか。

A 事業計画にない項目の追加や事業内容の変更を行う場合は、変更を行う前に補助事業の変更申請を行い、承認を受ける必要がありますのでご相談ください。

## ■補助金の要件について（共通）

Q10 要件の「翌年度以降も継続することが計画されている事業であること」とはどのようなことでしょうか。

A 単年度限りで活動が終了する取組みは対象外です。ただし、次年度以降の補助金活用の有無は問いません。

Q11 要件の「年度を通じた取組みが計画されている事業であること」とはどのようなことでしょうか。

A 年度内に1回限りの事業は対象外となりますので2回以上の事業実施をお願いします。

Q12 要件の「地域課題解決等のために取り組む新しい事業」とはどのような事業ですか？

A 補助対象事業である「より多くの市民の幸せや喜びにつながるよう、市民が主役となって、地域における困りごと等を解決する活動」を「地域独自の自由な視点・手法」で実施する「新しい」事業のことです。当補助金の活用前から活動している事業を全く同じ視点・手法で実施するものは補助対象外となります。ただし、絆補助金活用後も毎年新たな課題を求めるものではありません。

## ■補助金の要件について（NPO 団体等との連携促進枠）

Q13 NPO 団体等との連携促進枠とは何ですか。

A 校区コミュニティ組織がNPO団体等と事業の企画や運営などに連携して取り組む場合は、補助金額を加算することができます（上限20万円）。事業への参加のみに留まる場合等は対象となりません。

また、連携促進枠の対象となるNPO団体等とは、NPO法人やボランティア団体、事業者等であり、その要件として、「専門性を有していること」、「地縁の組織（自治会、各種住民団体）でないこと」、「校区外にも活動範囲が及んでいること」、3つの要件をすべて満たす団体です。

Q14 連携するNPO 団体等のメンバーが講師として従事する場合、謝金の支払いは補助対象になりますか。

A 連携促進枠で連携するNPO団体等が講師を務める場合の講師謝金や旅費は、補助対象です。

Q15 連携促進枠で申請する場合、市からNPO 団体等への補助金の支払いはできますか。

A できません。主体となる校区コミュニティ組織へ補助金を支払いますので、NPO 団体等への支払いは申請された団体からお願いします。その際には領収書を必ず受け取ってください。

## ■補助対象経費について

Q16 事業予算の積算はどのように行えばいいですか。

A 補助金の算出に重要な作業となりますので、事前に価格調査を行うなど、適正な単価での積算をお願いします。

Q17 事業実施に必要な備品はすべて購入しても構わないのですか。

A 事業継続に必要と認められるものは購入できます。補助額は1品5万円が上限です。ただし、安価にレンタル可能な物品の購入は原則認めていません。1年に数回しか使う計画がないような物、高額な大型機械などはレンタルで用意してください。

Q18 当初の見込みより、事業費が多くなってしまった場合はどうなるのですか。

A 補助金決定通知書に記載している補助予定額が上限となります。その上限額を超えた部分は、提案団体の負担となります。また、事業費が当初見込みより少なかった場合は、補助金額を減額する場合があります。

Q19 なぜ人件費が補助対象ではないのですか。

A この補助金が活用される事業としては、市民公益活動団体や地域コミュニティ組織など提案団体の皆さんが自主的・主体的に取り組む事業を想定しているからです。有償ボランティアやNPOの常勤有償スタッフに関わる場合は、それらにかかる経費は補助対象外となります。参加費などを工夫して自主財源から支出してください。

Q20 交通費を補助対象経費とできる活動に従事した学生等の対象はどんな人ですか。

A 絆補助金での学生とは、文部科学省が毎年実施している学校基本調査における高等教育機関の定義に合わせて、学校教育法における大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校に在籍する者としています。交通費を補助対象経費とできる学生等は、上記学生の他、18～29歳の若者も対象にできます。

Q21 活動に従事した学生等への交通費を支払った場合、実績報告時にどのような報告が必要ですか。

A 従事した学生等の名前、学校名、住所(町名まで)、受領金額、受領印(署名可)、従事内容を記載し、事業完了後に提出してください。(提出様式がありますので、必要な場合はご連絡ください)

Q22 校区コミュニティセンターや集会所の駐車場を増やすために土地を購入したいのですが補助対象ですか。

A 対象となりません。活動拠点となる土地の購入は提案団体の基盤整備事業であり運営費とみなし対象外となります。

Q23 校区コミュニティセンターや集会所の修繕費は対象になりますか。

A 対象となりません。請負契約が必要な100万円以上の工事であれば、校区コミュニティセンター等建築費補助金を利用してください。

Q24 会場使用料、備品使用料について、複数個所(個数)ある場合、補助対象経費はどうなりますか。

A 会場使用料は、1施設につき1日5万円が上限です。1施設内の複数の会場を使用する場合でも合わせて1日5万円が上限です。

備品使用料は、複数の備品を使用する場合でも合わせて1日5万円が上限となります。

**Q25 ホームページ作成にかかる経費はどのようなものが対象になりますか。**

A 作成経費（ホームページ作成委託料、ドメイン取得料）と運営維持管理経費（ドメイン使用料、サーバー使用料など）が対象です。ただし、補助上限は25万円です。

なお、次年度以降のサイトの運営維持管理経費は校区の負担となります。提案に当たっては、見積書（10万円を超えるものは、複数の業者による見積書）を添付してください。

**Q26 普段の活動を紹介するパンフレット等の作成費は対象になりますか。**

A 対象となりません。採択された事業のために必要なパンフレットやチラシ代は対象になりますが、団体の普段の活動を紹介するパンフレットや定期的に発行する広報紙などは、団体の経常的な活動に要するような運営費に該当するため対象外となります。

**Q27 事業費にチラシなどの広告宣伝収入を充ててもいいですか。**

A 事業実施のため、会費、寄附金、協賛金、広告宣伝収入など、自主財源の確保をぜひお願いします。補助金額は、事業費のうち自己資金では不足する部分が対象です。ただし、市の補助金を活用していることを鑑み、公序良俗に反するような広告は掲載しないでください。

**Q28 参加者が移動するためのバスのレンタル経費は対象になりますか。**

A 対象となりません。キャンプやハイキング、市民に参加者を募って行うレクリエーションや学習会などでのバス等の経費は参加者、スタッフの旅費とみなします。ただし、活動に必要な道具の運搬に使用する車のレンタル経費は対象となります。

**Q29 地域の子どもたちのために遊具を購入したいのですが、補助対象になりますか。**

A 対象となりません。単に備品を購入する事業は認められませんが、材料等を揃え、地域の方々に施工するような活動は補助対象となる場合があります。

**Q30 チャリティーコンサートを開催したいのですが、補助対象になりますか。**

A 対象となりません。チャリティーコンサートは、コンサートを実施した収益を寄附することが目的であり、募金活動も補助対象外です。

**Q31 全国的に有名な講師やタレントを招いてイベントを行いたいのですが、補助対象になりますか。**

A 対象となる活動は「より多くの市民の幸せや喜びにつながるよう、市民が主役となって、地域における困りごと等を解決する活動」であることが前提です。対象となる活動の中でイベント等を実施される場合は補助対象です。ただし、講師や出演者への謝礼は1回あたり5万円/人・団体が上限です。上限を上回る費用については団体の負担となります。

**Q32 地域で野良猫の保護をしたいのですが、補助対象になりますか。**

A 対象となる活動は「より多くの市民の幸せや喜びにつながるよう、市民が主役となって、地域における困りごと等を解決する活動」ですので、地域の野良猫等の動物の保護など動物愛護にかかる活動は対象外としています。

なお、市内で生活する際の困りごとを解決するための活動は対象ですが、自治会など周辺にお住いの住民みなさんも協力して取り組んでいただく場合に限りです。

**Q33 他に事業実施中や事業終了後に気をつけることはありますか。**

A 事業実施中、できるだけ事業の様子を写真等に収めてください。実績報告書の提出時に活動の様子を提出する必要があります。また、補助対象となった経費の領収書の提出が必要です。

印刷物、看板、チラシ等を作成される場合には、「久留米市市民活動・絆づくり推進事業費補助金 活用事業」と明示してください。

また、当初の提案内容と事業実績が大きく異なる場合は、補助金の交付ができない場合や、すでに交付された補助金の返還が必要な場合があります。